

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（2020年度）

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号

事業者名 大阪市高速電気軌道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河井 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

## ② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームでの見守り体制強化	視覚障がい者の方へのお声掛け・誘導をはじめ I P 無線機等を用いた見守り体制強化の実施を行う。	計画内容通りの実施

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

## ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士資格取得	障がい者の方への介助技術向上のために全駅係員のサービス介助士資格の取得を行う。(2019～2021年度)	170名の新規取得を計画していたが、コロナウイルス感染症の影響により取得者は0名。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

なし

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表

(4) その他

なし

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況

(2021年3月31日現在)

鉄道駅名	路線名	所在都道府 県市町村	一日当 りの利用 者数	有人駅、 無人駅の 別	公共交 通移動 等円滑 化基準 適合の 有無	段差へ の対応	プラット ホーム の数	段差が 解消さ れている プラット ホーム の数	エレベ ーター の設置 基数	エスカ レーター の設置 基数	その他 の昇降 機の数	傾斜路 の設置 箇所数	視覚障 害誘導 ブロック の設置 の有無	案内設 備の有 無	障害者 対応型 の設置 の有無	障害者 対応型 改札口 の設置 の有無	障害者 対応型 券売機 の設置 の有無	車いす 利用者の 円滑な乗 降が可能 なプラット ホームの	転落防 止のため の設備の 設置の有 無
コスモスク エア	中央、南港ポ ートタウン 線	大阪府 大阪 市 住之江 区	20,611 人			○	2	2	3 (3) 基	12 (6) 基	基	箇所		○	○	○	○	2	○
トレードセ ンター前	南港ポ ートタウン 線	大阪府 大阪 市 住之江 区	12,355 人			○	1	1	1 (1) 基	1 (1) 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○
中ふ頭	南港ポ ートタウン 線	大阪府 大阪 市 住之江 区	4,810 人			○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	2 (2) 箇所			○	○	○	1	○
ポ ートタ ウン西	南港ポ ートタウン 線	大阪府 大阪 市 住之江 区	8,274 人			○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	1	○
ポ ートタ ウン東	南港ポ ートタウン 線	大阪府 大阪 市 住之江 区	12,794 人			○	1	1	1 (1) 基	2 基	基	2 (2) 箇所			○	○	○	1	○
フェ リー ターミ ナル	南港ポ ートタウン 線	大阪府 大阪 市 住之江 区	3,188 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	2 (2) 箇所			○	○	○	1	○
(合計) 6 駅									6 6 駅 9 (9) 基	6 2 駅 18 (7) 基	0 駅 0 基	3 3 駅 6 (6) 箇所	0 駅	2 駅	6 駅	6 駅	6 駅	6 駅	6 駅

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（2020年度）

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号

事業者名 大阪市高速電気軌道株式会社

代表者名 代表取締役社長 河井 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

なし
----

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表
------------

(4) その他

なし
----

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(2021年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	2 12 編成 (両)	2 12 編成 (両)	2 編成	0 編成	— 編成	2 編成	2 編成
案内軌条式鉄道	8 32 編成 (両)	8 32 編成 (両)	8 編成	0 編成	— 編成	8 編成	8 編成
(合計)	10 44 編成 (両)	10 44 編成 (両)	10 編成	0 編成	0 編成	10 編成	10 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。

2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。

3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。

4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。

5. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。



移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（2020年度）

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号

事業者名 大阪市高速電気軌道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河井 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
①御堂筋線 6駅※1 ②御堂筋線 12駅※2 ③四つ橋線 西梅田駅、大国町駅 ④四つ橋線 北加賀屋駅 ⑤中央線 弁天町駅 ⑥堺筋線 天神橋筋六丁目駅 ⑦御堂筋線 動物園前駅 ⑧四つ橋線 住之江公園駅 ⑨千日前線 桜川駅	①②③ 可動式ホーム柵の整備 (①2020年度) (②③～2021年度)  ④⑤⑥⑦⑧⑨ エレベーターの整備 (④⑤2020年度) (⑥⑦⑧⑨～2021年度)	①運用開始 ②③順次工事中  ④⑤運用開始 ⑥⑦⑧⑨掘削等工事中

※1 江坂駅、新大阪駅、西中島南方駅、中津駅、梅田駅、なかもず駅

※2 東三国駅、淀屋橋駅、本町駅、なんば駅、大国町駅、動物園前駅、昭和町駅、西田辺駅、長居駅、あびこ駅、北花田駅、新金岡駅

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
/	/	/

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームでの見守り体制強化	視覚障がい者の方へのお声掛け・誘導をはじめIP無線機等を用いた見守り体制強化の実施を行う。	計画内容通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
コンシェルジュの配置	主要8駅にコンシェルジュを配置し、お困りのお客さまに積極的にお声がけし案内を行う。(2020年度)	計画内容通り実施してきたが、新型コロナウイルスの影響による利用者の減少及び対面での案内を敬遠されるお客さまもおられる状況から、10月に配置駅を5駅に縮小して実施。その後、3月末をもって全廃とした。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士資格取得	障がい者の方への介助技術向上のために全駅係員のサービス介助士資格の取得を行う。(2019～2021年度)	170名の新規取得を計画していたが、コロナウイルス感染症の影響により取得者は0名。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
/	/	/

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

堺市バリアフリー化検討委員会及び吹田市バリアフリー懇談会に参加し、必要な協力を行った。

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表

(4) その他

なし

II 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(2021年3月31日現在)

軌道停留場の名	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人停留場、無人停留場の別	公共交通円滑化基準適合の有無	段差への対応	乗降場の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の設置数	傾斜路の設置数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車いす利用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数	転落防止のための設備の設置の有無
江坂	御堂筋、北大阪急行線	大阪府 吹田市	91,917 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	2 (2) 箇所			○	○	○	1	○
東三国	御堂筋線	大阪府 大阪市 淀川区	31,992 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	2 (1) 箇所			○	○	○	1	
新大阪	御堂筋線	大阪府 大阪市 淀川区	106,617 人			○	1	1	3 (3) 基	7 (3) 基	基	3 (1) 箇所		○	○	○	○	1	
西中島南方	御堂筋線	大阪府 大阪市 淀川区	55,978 人			○	2	2	4 (4) 基	4 (2) 基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	2	
中津	御堂筋線	大阪府 大阪市 北区	37,235 人			○	1	1	3 (3) 基	3 基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	1	○
梅田	御堂筋線	大阪府 大阪市 北区	345,789 人			○	1	1	3 (3) 基	9 (1) 基	基	8 (5) 箇所		○	○	○	○	1	
淀屋橋	御堂筋線	大阪府 大阪市 中央区	178,769 人			○	1	1	2 (2) 基	3 (2) 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	1	○
本町	御堂筋、四つ橋、中央線	大阪府 大阪市 中央区	181,920 人			○	4	4	15 (15) 基	15 (5) 基	基	13 (7) 箇所			○	○	○	4	○
心齋橋	御堂筋、長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 中央区	111,659 人			○	2	2	7 (7) 基	14 (7) 基	基	6 (3) 箇所		○	○	○	○	2	
なんば	御堂筋、四つ橋、千日前線	大阪府 大阪市 中央区	270,850 人			○	4	4	9 (9) 基	17 (2) 基	基	8 (6) 箇所		○	○	○	○	4	
大国町	御堂筋、四つ橋線	大阪府 大阪市 浪速区	25,094 人			○	2	2	3 (3) 基	2 (2) 基	基	3 (2) 箇所			○	○	○	2	
動物園前	御堂筋、堺筋線	大阪府 大阪市 西成区	21,086 人			○	3	3	3 (3) 基	6 (3) 基	基	2 (2) 箇所			○	○	○	3	
天王寺	御堂筋、谷町線	大阪府 大阪市 阿倍野区	221,570 人			○	4	4	13 (13) 基	12 (2) 基	基	13 (9) 箇所		○	○	○	○	4	
昭和町	御堂筋線	大阪府 大阪市 阿倍野区	23,032 人			○	2	2	3 (3) 基	1 基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	2	○
西田辺	御堂筋線	大阪府 大阪市 阿倍野区	20,954 人			○	2	2	2 (2) 基	2 (2) 基	基	1 箇所			○	○	○	2	
長居	御堂筋線	大阪府 大阪市 住吉区	28,936 人			○	2	2	6 (6) 基	5 (5) 基	基	箇所		○	○	○	○	2	
あびこ	御堂筋線	大阪府 大阪市 住吉区	31,280 人			○	2	2	2 (2) 基	2 (2) 基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	2	
北花田	御堂筋線	大阪府 堺市 北区	22,864 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	1	
新金岡	御堂筋線	大阪府 堺市 北区	18,868 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	1	
なかもず	御堂筋線	大阪府 堺市 北区	63,110 人			○	1	1	2 (2) 基	3 (1) 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	1	
大旦	谷町線	大阪府 守口市	29,658 人			○	1	1	2 (2) 基	2 (1) 基	基	3 (3) 箇所			○	○	○	1	
守口	谷町線	大阪府 守口市	15,445 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	1	
太子橋今市	谷町、今里筋線	大阪府 大阪市 旭区	11,833 人			○	2	2	5 (5) 基	8 (5) 基	基	2 (1) 箇所		○	○	○	○	2	○
千林大宮	谷町線	大阪府 大阪市 旭区	14,007 人			○	1	1	3 (3) 基	1 基	基	2 (2) 箇所			○	○	○	1	
関目高殿	谷町線	大阪府 大阪市 旭区	13,817 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	1	
野江内代	谷町線	大阪府 大阪市 都島区	9,872 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	1	○

軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人停留場、無人停留場の別	公共交通円滑化基準適合の有無	段差への対応	乗降場の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の機械の設置数	傾斜路の設置数	視覚障害者誘導用ブロックの有無	案内設備の有無	障害者対応型の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型札売機の設置の有無	車いす利用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数	転落防止のための設備の有無
		都道府県 23区・郡・市・区																	
都島	谷町線	大阪府 大阪市 都島区	30,608 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所		○	○	○	○	1	
天神橋筋六丁目	谷町、堺筋、阪急千里、阪急京都線	大阪府 大阪市 北区	46,956 人			○	2	2	3 (3) 基	8 基	基	箇所			○	○	○	2	
中崎町	谷町線	大阪府 大阪市 北区	13,744 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	1	
東梅田	谷町線	大阪府 大阪市 北区	140,902 人			○	2	2	3 (3) 基	4 (1) 基	基	箇所			○	○	○	2	○
南森町	谷町、堺筋線	大阪府 大阪市 北区	72,532 人			○	4	4	5 (5) 基	6 (2) 基	基	箇所			○	○	○	4	
天満橋	谷町線	大阪府 大阪市 中央区	75,209 人			○	1	1	4 (4) 基	4 基	基	箇所			○	○	○	1	
谷町四丁目	谷町、中央線	大阪府 大阪市 中央区	78,357 人			○	4	4	12 (12) 基	6 (2) 基	基	箇所		○	○	○	○	4	
谷町六丁目	谷町、長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 中央区	28,976 人			○	2	2	5 (5) 基	8 (5) 基	基	箇所		○	○	○	○	2	
谷町九丁目	谷町、千日前線	大阪府 大阪市 天王寺区	61,996 人			○	3	3	4 (4) 基	3 (2) 基	基	箇所		○	○	○	○	3	
四天王寺前 夕陽ヶ丘	谷町線	大阪府 大阪市 天王寺区	22,264 人			○	2	2	2 (2) 基	2 (2) 基	基	箇所		○	○	○	○	2	○
阿倍野	谷町線	大阪府 大阪市 阿倍野区	16,374 人			○	1	1	2 (2) 基	2 基	基	箇所			○	○	○	1	
文の里	谷町線	大阪府 大阪市 阿倍野区	9,860 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	1	
田辺	谷町線	大阪府 大阪市 東住吉区	8,729 人			○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	1	
駒川中野	谷町線	大阪府 大阪市 東住吉区	15,578 人			○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	1	
平野	谷町線	大阪府 大阪市 平野区	20,446 人			○	1	1	2 (2) 基	2 (1) 基	基	箇所			○	○	○	1	
喜連瓜破	谷町線	大阪府 大阪市 平野区	20,339 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	1	
出戸	谷町線	大阪府 大阪市 平野区	13,735 人			○	1	1	3 (3) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	1	
長原	谷町線	大阪府 大阪市 平野区	9,883 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	1	
八尾南	谷町線	大阪府 八尾市	10,404 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	1	
西梅田	四つ橋線	大阪府 大阪市 北区	95,280 人			○	1	1	2 (2) 基	5 (1) 基	基	箇所		○	○	○	○	1	
肥後橋	四つ橋線	大阪府 大阪市 西区	58,117 人			○	1	1	2 (2) 基	4 基	基	箇所		○	○	○	○	1	
四ツ橋	四つ橋線	大阪府 大阪市 西区	27,242 人			○	1	1	3 (3) 基	2 基	基	箇所			○	○	○	1	○
花園町	四つ橋線	大阪府 大阪市 西成区	14,537 人			○	2	2	2 (2) 基	1 (1) 基	基	箇所			○	○	○	2	
岸里	四つ橋線	大阪府 大阪市 西成区	14,492 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所			○	○	○	2	
玉出	四つ橋線	大阪府 大阪市 住之江区	17,654 人			○	1	1	2 (2) 基	3 (1) 基	基	箇所			○	○	○	1	
北加賀屋	四つ橋線	大阪府 大阪市 住之江区	22,221 人			○	2	2	4 (4) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	2	○
住之江公園	四つ橋、南港ポートタウン線	大阪府 大阪市 住之江区	27,787 人			○	2	2	4 (4) 基	4 基	基	箇所			○	○	○	2	○

軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県 市町村	一日当たりの利用者数	有人停留場、無人停留場の別	公共交通円滑化基準適合の有無	段差への対応	乗降場の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の機械設置	傾斜路の設置数	視覚障害者誘導用ブロックの有無	案内設備の有無	障害者対応型の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型札売機の設置の有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数	転落防止のための設置の有無
		都道府県 23区・郡 市・町・村 区																	
大阪港	中央線	大阪府 大阪市 港区	14,462 人			○	1	1	3 (3) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	1	
朝潮橋	中央線	大阪府 大阪市 港区	18,571 人			○	2	2	4 (4) 基	2 (2) 基	基	3 (1) 箇所			○	○	○	2	
弁天町	中央線	大阪府 大阪市 港区	33,505 人			○	2	2	6 (6) 基	3 (3) 基	基	箇所			○	○	○	2	
九条	中央線	大阪府 大阪市 西区	21,918 人			○	2	2	4 (4) 基	3 (2) 基	基	箇所			○	○	○	2	○
阿波座	中央、千日前線	大阪府 大阪市 西区	42,165 人			○	4	4	7 (7) 基	2 (1) 基	基	3 (2) 箇所			○	○	○	4	○
堺筋本町	中央、堺筋線	大阪府 大阪市 中央区	94,776 人			○	3	3	6 (6) 基	5 (2) 基	基	3 (1) 箇所			○	○	○	3	
森ノ宮	中央、長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 中央区	26,943 人			○	3	3	4 (4) 基	7 (3) 基	基	1 (1) 箇所	○		○	○	○	3	○
緑橋	中央、今里筋線	大阪府 大阪市 東成区	20,452 人			○	2	2	7 (7) 基	6 (2) 基	基	3 (2) 箇所	○		○	○	○	2	
深江橋	中央線	大阪府 大阪市 東成区	20,405 人			○	2	2	3 (3) 基	1 (1) 基	基	3 (3) 箇所			○	○	○	2	
高井田	中央線	大阪府 東大阪市	16,327 人			○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	2 (2) 箇所			○	○	○	1	
長田	中央、近鉄けいはんな線	大阪府 東大阪市	21,060 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	4 (1) 箇所			○	○	○	1	
野田阪神	千日前線	大阪府 大阪市 福島区	24,539 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所			○	○	○	2	○
玉川	千日前線	大阪府 大阪市 福島区	8,721 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所			○	○	○	2	○
西長堀	千日前、長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 西区	22,242 人			○	3	3	7 (7) 基	11 (9) 基	基	7 (5) 箇所	○		○	○	○	3	○
桜川	千日前線	大阪府 大阪市 浪速区	14,053 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	1	○
日本橋	千日前、堺筋線	大阪府 大阪市 中央区	54,085 人			○	3	3	4 (4) 基	2 基	基	箇所			○	○	○	3	
鶴橋	千日前線	大阪府 大阪市 天王寺区	23,557 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	1 箇所			○	○	○	1	○
今里	千日前、今里筋線	大阪府 大阪市 東成区	20,388 人			○	2	2	7 (7) 基	10 (3) 基	基	8 (8) 箇所	○		○	○	○	2	○
新深江	千日前線	大阪府 大阪市 東成区	10,483 人			○	1	1	2 (2) 基	2 基	基	1 箇所			○	○	○	1	○
小路	千日前線	大阪府 大阪市 生野区	7,849 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	2 (2) 箇所			○	○	○	1	○
北巽	千日前線	大阪府 大阪市 生野区	12,189 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	1	○
南巽	千日前線	大阪府 大阪市 生野区	10,095 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	1	○
扇町	堺筋線	大阪府 大阪市 北区	14,061 人			○	2	2	3 (3) 基	2 基	基	4 (4) 箇所	○		○	○	○	2	○
北浜	堺筋線	大阪府 大阪市 北区	58,755 人			○	1	1	3 (3) 基	5 (1) 基	基	2 (2) 箇所			○	○	○	1	○
長堀橋	堺筋、長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 中央区	42,417 人			○	2	2	4 (4) 基	7 (4) 基	基	10 (7) 箇所	○		○	○	○	2	○
恵美須町	堺筋線	大阪府 大阪市 浪速区	15,422 人			○	1	1	3 (3) 基	2 基	基	3 (2) 箇所			○	○	○	1	○
天下茶屋	堺筋線	大阪府 大阪市 西成区	62,644 人			○	2	2	2 (2) 基	4 (2) 基	基	箇所		○	○	○	○	2	○

軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人停留場、無人停留場の別	公共交通移動等円滑化基準適合の有無	段差への対応	乗降場の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の機械設置数	傾斜路の設置数	視覚障害者誘導用ブロックの有無	案内設備の有無	障害者対応型の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数	転落防止のための設置の有無	
		都道府県 23区・郡・市・区																		
大正	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 大正区	10,187 人			○	1	1	2 (2) 基	5 (2) 基	基	4 (4) 箇所		○	○	○	○	1	○	
ドーム前千代崎	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 西区	9,305 人			○	1	1	2 (2) 基	4 (2) 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○	
西大橋	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 西区	12,880 人			○	1	1	3 (3) 基	4 (3) 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	1	○	
松屋町	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 中央区	8,927 人			○	1	1	2 (2) 基	5 (3) 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	1	○	
玉造	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 天王寺区	13,056 人			○	1	1	2 (2) 基	2 (2) 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○	
大阪ビジネスパーク	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 中央区	11,469 人			○	1	1	2 (2) 基	9 (3) 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	1	○	
京橋	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 都島区	30,286 人			○	1	1	1 (1) 基	2 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○	
蒲生四丁目	長堀鶴見緑地、今里筋	大阪府 大阪市 城東区	15,878 人			○	2	2	5 (5) 基	6 (1) 基	基	8 (8) 箇所		○	○	○	○	2	○	
今福鶴見	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 城東区	20,460 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○	
横堤	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 鶴見区	15,858 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	1	○	
鶴見緑地	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 鶴見区	9,159 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○	
門真南	長堀鶴見緑地線	大阪府 門真市	9,788 人			○	1	1	2 (2) 基	4 (3) 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○	
井高野	今里筋	大阪府 大阪市 東淀川区	6,450 人		○	○	1	1	3 (3) 基	4 (1) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○	
瑞光四丁目	今里筋	大阪府 大阪市 東淀川区	6,070 人		○	○	1	1	3 (3) 基	4 (1) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○	
だいどう豊里	今里筋	大阪府 大阪市 東淀川区	8,579 人		○	○	1	1	4 (4) 基	4 (1) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○	
清水	今里筋	大阪府 大阪市 旭区	5,080 人		○	○	1	1	3 (3) 基	4 (1) 基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	1	○	
新森古市	今里筋	大阪府 大阪市 旭区	6,599 人		○	○	1	1	3 (3) 基	3 (1) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○	
関目成育	今里筋	大阪府 大阪市 城東区	5,431 人		○	○	2	2	3 (3) 基	6 (2) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	2	○	
鷗野	今里筋	大阪府 大阪市 城東区	8,864 人		○	○	1	1	3 (3) 基	4 (1) 基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	1	○	
南港東	南港ポートタウン線	大阪府 大阪市 住之江区	3,635 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	1	○	
南港口	南港ポートタウン線	大阪府 大阪市 住之江区	4,238 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	1	○	
平林	南港ポートタウン線	大阪府 大阪市 住之江区	4,219 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	2 (2) 箇所			○	○	○	1	○	
(合計) 102 停留場				0 停留場	7 停留場	102 停留場	161	161	102 停留所 335 (335) 基	101 停留所 54 (125) 基	0 停留所 0 基	70 停留所 210 (155) 箇所	63 停留所 63 (155) 箇所	7 停留場	42 停留場	0 停留場	102 停留場	102 停留場	102 停留場	52 停留場

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第4号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（2020年度）

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号

事業者名 大阪市高速電気軌道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河井 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新型車両の導入	新型車両3列車の導入（2021年度）	新型車両3列車導入

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示器によるリアルタイムなバリアフリー情報等の提供	新型車両の導入により車内案内表示器を液晶方式とし文字だけでなく、図による駅情報を提供する。	液晶方式とし文字だけでなく、図による駅情報を表示する車内案内表示器を搭載した新型車両3列車導入

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		



⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

なし
----

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表
------------

(4) その他

なし
----

II. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(2021年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	198 1,272 編成 (両)	139 968 編成 (両)	198 編成	0 編成	— 編成	198 編成	198 編成
案内軌条式鉄道	12 48 編成 (両)	12 48 編成 (両)	12 編成	0 編成	— 編成	12 編成	12 編成
(合計)	210 1,320 編成 (両)	151 1,016 編成 (両)	210 編成	0 編成	0 編成	210 編成	210 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第5号様式)

注1. 軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。

2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。

3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。

4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。

5. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。